

(参考資料)

1 フォスタリング業務の定義

フォスタリング業務とは、「里親のリクルート及びアセスメント」「里親登録前後及び委託後における里親に対する研修」「子どもと里親家庭のマッチング」「子どもの里親委託中における里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む)」に至るまでの一連の過程において、子どもにとって、質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援であり、平成 28 年の児童福祉法等の一部が改正されたことによって同法第 11 条第 4 項に規定された里親支援事業(同条第 1 項第 2 号に掲げる業務(1))に相当する。

(1)は以下のとおり。

- ・里親に関する普及・啓発を行うこと
- ・里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと
- ・里親と法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること
- ・法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと
- ・法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について、当該児童養育に関する計画を作成すること。

2 現行のフォスタリング業務について

令和 2 年 4 月の世田谷区児童相談所開設と同時に、フォスタリング業務を委託することとし、令和元年度にプロポーザルを実施し、以下の範囲での委託を行う事業者の選定を行った。

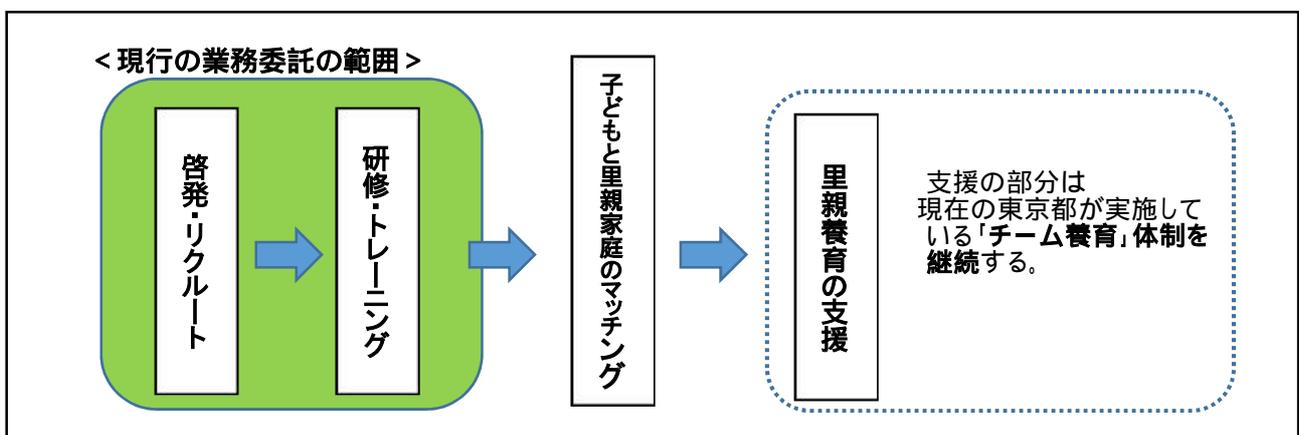
< 業務委託の範囲 >

里親の普及啓発及びリクルート

- ・新たな手法による啓発活動 (HP/Twitter/L I N E 等の活用)
- ・「里親カフェ」

研修・トレーニング業務

里親登録の相談専用窓口 (委託事業者の職員が常時 1 名配置されている)



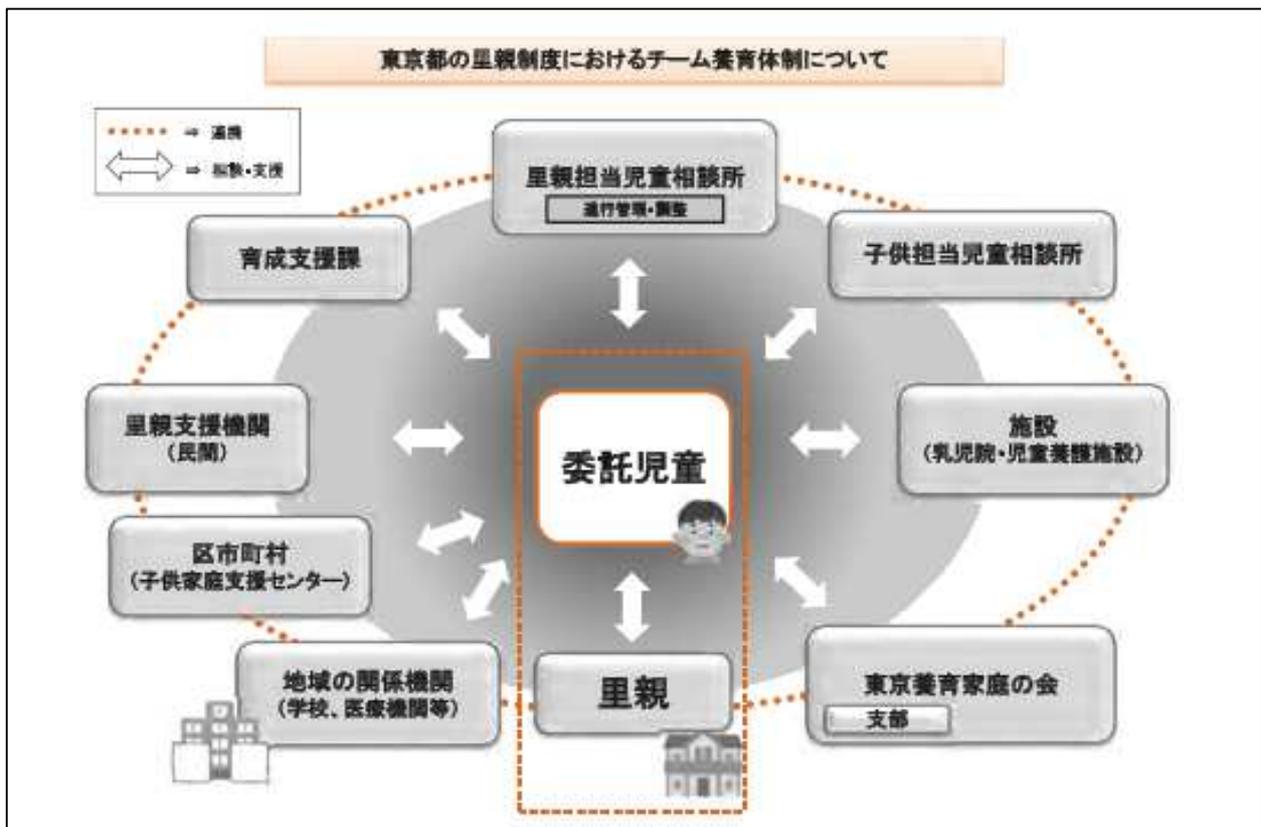
3 里親養育への支援に係る「チーム養育」体制について

(1) チーム養育体制とは

国が示す「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」によれば、里親個人が責任と負担を一身に負うことなく、子どもに対して重層的なケアを提供するためには、フォスタリング機関を里親支援機関(民間)と児童相談所等のいずれが担う場合であっても、里親とフォスタリング機関とがチームを組み合わせながら里親養育を行うことが重要である、とされている。

東京都では、平成30年(2018年)1月より、里親家庭が地域で孤立することなく社会的養護が必要な児童を養育していけるよう、児童相談所の進行管理・調整のもと、関係機関がチームの一員として日々里親・里子に寄り添い、様々なアドバイスを行う「チーム養育体制」による支援を実施しており、世田谷区においても、里親会との意見交換などにおいて、子どもの養育委託後の支援については、現在の東京都の「チーム養育体制」による支援が評価されていることから、継続を強く望まれたため、現在の東京都と同様の体制を引き継いでいる。

参考：東京都のチーム養育体制イメージ



(2) チーム養育体制における関係機関の主な役割

